



2020年5月15日

各 位

会社名 ディービーエックス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 柴崎 浩  
(コード番号：3079 東証第一部)  
問合せ先 取締役執行役員 平能 直弘  
電 話 03-5985-6827

## 監査等委員会設置会社への移行、定款の一部変更および役員の異動に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2020年6月24日開催予定の当社第34期定時株主総会で定款の一部変更の議案をご承認いただくことを前提として、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。

また、これに伴う役員の異動を決議し、同株主総会に付議する予定となっておりますので下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行

##### (1) 移行の目的

取締役職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を高め、更なる監視体制の強化を通じて一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的として監査等委員会設置会社に移行することといたします。

また、これに伴い経営の意思決定および監督機能と業務執行機能の役割を明確化するために、執行役員制度も刷新し、経営環境の変化に適切かつ迅速に対応可能な経営体制といたします。

##### (2) 移行の時期

2020年6月24日開催予定の定時株主総会において、必要な定款の一部変更についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定であります。

#### 2. 定款の一部変更

##### (1) 変更の理由

取締役会の監督機能を高め、更なる監視体制の強化を通じて一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的として監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。なお、定款第29条（取締役の責任免除）の改定に関しましては、各監査役の同意を得ております。



(2) 変更の内容

定款の一部変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 2020年6月24日（水）

定款変更のための効力発生日（予定） 2020年6月24日（水）

3. 監査等委員会設置会社移行後の役員人事（2020年6月24日付）

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者

（2020年6月24日開催予定の第34期定時株主総会に付議）

氏名	現役職	新役職	備考
柴崎 浩	代表取締役社長	同左	再任
鍋谷 正行	常務取締役	取締役常務執行役員	再任
平能 直弘	取締役執行役員	同左	再任
宮本 聡	取締役執行役員兼業務部長	同左	再任
東 俊彦	取締役	同左	再任
村松 光春	取締役（社外）	取締役（社外）	再任・公認会計士
堂垣内 重晴	取締役（社外）	取締役（社外）	再任

(2) 監査等委員である取締役の候補者

氏名	現役職	新役職	備考
戸田 幸子	常勤監査役	取締役監査等委員（常勤）	新任
中村 眞一	監査役（社外）	取締役監査等委員（社外）	新任・弁護士
野島 透	—	取締役監査等委員（社外）	新任・公認会計士

(3) 補欠の監査等委員である取締役の候補者

氏名	現役職	新役職	備考
鈴木 乃里子	—	補欠取締役監査等委員(社外)	新任・公認会計士

(4) 退任予定取締役

氏名	現役職	退任後役職名	備考
千葉 茂	代表取締役会長	—	任期満了

(5) 退任予定監査役

氏名	現役職	退任後役職名	備考
戸田 幸子	常勤監査役	取締役 監査等委員（常勤）	任期満了
三縄 昭男	監査役（社外）	—	任期満了
中村 眞一	監査役（社外）	取締役 監査等委員（社外）	任期満了



4. 新任の監査等委員である取締役候補者の氏名および略歴

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況
のじま とおる 野島 透 (1960年10月13日)	1985年4月 鈴木税理士事務所入所 1992年11月 監査法人朝日新和会計社 (現有限責任あずさ監査法人) 入社 2002年7月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人) 社員 2009年7月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人) 代表社員 2019年7月 野島透公認会計士事務所所長(現任)

5. 新任の補欠の監査等委員である取締役候補者の氏名および略歴

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況
すずき のりこ 鈴木 乃里子 (1957年12月29日)	1981年3月 監査法人中央会計事務所入所 1989年3月 中央コーパース・アンド・ライブランド国際税務事務所 (現 PwC 税理士法人) 入所 1992年10月 監査法人朝日新和会計社 (現有限責任あずさ監査法人) 入社 2015年10月 鈴木乃里子公認会計士事務所所長(現任) 2020年4月 フロンティア不動産投資法人監督役員(現任)

以上



【別紙】

(下線部が変更部分です。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;"><b>第1章 総則</b></p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p><b>(目的)</b></p> <p>第2条 (条文省略)</p> <p>(1) ~ (9) (条文省略)</p> <p>(10) 前各号に付帯または関連する一切の<u>業務</u>および投資</p> <p>第3条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第4条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1章 総則</b></p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p><b>(目的)</b></p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(1) ~ (9) (現行どおり)</p> <p>(10) 前各号に付帯または関連する一切の<u>事業</u>および投資</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p><b>(機関)</b></p> <p>第4条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p><u>(1) 取締役会</u></p> <p><u>(2) 監査等委員会</u></p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;"><b>第2章 株式</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第2章 株式</b></p>
<p>第5条 (条文省略)</p> <p><b>(単元株式数)</b></p> <p>第6条 当社の<u>1単元の株式数</u>は、100株とする。</p> <p><b>(単元未満株主の権利制限)</b></p> <p>第7条 当社の<u>単元未満株主</u>は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) ~ (2) (条文省略)</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>	<p>第6条 (現行どおり)</p> <p><b>(単元株式数)</b></p> <p>第7条 当社の<u>単元株式数</u>は、100株とする。</p> <p><b>(単元未満株主の権利制限)</b></p> <p>第8条 当社の<u>株主</u>は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) ~ (2) (現行どおり)</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>



<p>第8条 (条文省略)</p> <p><b>(株式取扱規程)</b></p> <p>第9条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第10条 (条文省略)</p>	<p>第9条 (現行どおり)</p> <p><b>(株式取扱規程)</b></p> <p>第10条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第11条 (現行どおり)</p>
<b>第3章 株主総会</b>	
<p>第11条 (条文省略)</p> <p><b>(招集権者および議長)</b></p> <p>第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u></p> <p>2. <u>株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u></p> <p>第13条～第16条 (条文省略)</p>	<p>第12条 (現行どおり)</p> <p><b>(招集者および議長)</b></p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>代表取締役が招集し、議長となる。なお、代表取締役が複数あるときは、代表取締役のうち、あらかじめ取締役会が定めたものが株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>第14条～第17条 (現行どおり)</p>
<b>第4章 取締役および取締役会</b>	
<p><b>(取締役会の設置)</b></p> <p>第17条 <u>当社は、取締役会を置く。</u></p> <p><b>(取締役の員数)</b></p>	<p>(削除)</p> <p><b>(取締役の員数および選任)</b></p>

<p>第 18 条 当社の取締役は、<u>10 名以内とする。</u></p> <p>(第 19 条第 1 項より移動して変更)</p> <p>(新 設)</p> <p>(第 19 条第 2 項より移動)</p> <p>(第 19 条第 3 項より移動)</p> <p><b>(取締役の選任)</b></p> <p>第 19 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. <u>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</u></p> <p><b>(取締役の任期)</b></p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 18 条 当社の取締役<u>(監査等委員である取締役は除く)</u>は、<u>8 名以内とし、監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u></p> <p>2. <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>3. <u>当社は、法令に定める監査等委員会である取締役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>4. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>5. <u>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</u></p> <p>(第 18 条第 2 項に移動して変更)</p> <p>(第 18 条第 4 項に移動)</p> <p>(第 18 条第 5 項に移動)</p> <p><b>(取締役の任期)</b></p> <p>第 19 条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く)</u>の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>補欠の監査等委員である取締役の選任</u></p>
--	--

(新 設)

**(代表取締役および役付取締役)**

- 第 21 条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。
2. 代表取締役は当会社を代表し、当会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じて、取締役会長および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

**(取締役会の招集権者および議長)**

- 第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

**(取締役会の招集通知)**

- 第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(新 設)

に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

4. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了までとする。

**(代表取締役および役付取締役)**

- 第 20 条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から代表取締役を選定する。
2. 代表取締役は当会社を代表し、当会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、必要に応じて、その決議によって、役付取締役の地位を創設し、取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から役付取締役を若干名選定することができる。

**(取締役会の招集者および議長)**

- 第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

**(取締役会の招集通知)**

- 第 22 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(新 設)

第 24 条 (条文省略)

**(取締役会の決議の省略)**

第 25 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

**(取締役会の議事録)**

第 26 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

第 27 条 (条文省略)

**(取締役の報酬等)**

第 28 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

**(取締役の責任免除)**

第 29 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任につ

**(重要な業務執行の決定の委任)**

第 23 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定に基づき、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第 24 条 (現行どおり)

**(取締役会の決議の省略)**

第 25 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

**(取締役会の議事録)**

第 26 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

第 27 条 (現行どおり)

**(取締役の報酬等)**

第 28 条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

**(取締役の責任免除)**

第 29 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定に基づき、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の同法第 423 条第 1 項の損害賠償



<p><u>いて法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は金 300 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p>	<p><u>責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする。</u></p>
<p><b>第 5 章 監査役および監査役会</b></p>	<p><b>第 5 章 監査等委員会</b></p>
<p><b><u>(監査役および監査役会の設置)</u></b></p> <p>第 30 条 <u>当社は、監査役および監査役会を置く。</u></p> <p><b><u>(監査役の員数)</u></b></p> <p>第 31 条 <u>当社の監査役は、4 名以内とする。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p><b><u>(監査役の選任)</u></b></p> <p>第 32 条 <u>監査役および補欠監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役および補欠監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><b><u>(監査役の任期)</u></b></p> <p>第 33 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
3. 会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
4. 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期が満了する時までとする。ただし、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。

**(常勤監査役)**

第 34 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。 (削 除)

**(監査役会の招集通知)**

第 35 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 (削 除)

**(監査役会の決議の方法)**

第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。 (削 除)

**(監査役会規程)**

第 37 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。 (削 除)

**(監査役の報酬等)**

第 38 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 (削 除)

<p><b><u>(監査役の責任免除)</u></b></p> <p>第 39 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 300 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p><b><u>(常勤の監査等委員)</u></b></p> <p>第 30 条 <u>監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><b><u>(監査等委員会の招集通知)</u></b></p> <p>第 31 条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><b><u>(監査等委員会規程)</u></b></p> <p>第 32 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
---	---

第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
<p><b>(会計監査人の設置)</b></p> <p>第40条 当社は、<u>会計監査人を置く。</u></p> <p>第41条～第42条 (条文省略)</p> <p><b>(会計監査人の報酬等)</b></p> <p>第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p><b>(会計監査人の責任免除)</b></p> <p>第44条 当社は、<u>取締役会の決議によって、会計監査人(会計監査人であったものを含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は金300万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>第33条～第34条 (現行どおり)</p> <p><b>(会計監査人の報酬等)</b></p> <p>第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p><b>(会計監査人の責任免除)</b></p> <p>第36条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって、会計監査人(会計監査人であったものを含む。)の同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定に基づき会計監査人との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする。</u></p>
第7章 計算	第7章 計算
第45条～第48条 (条文省略)	第37条～第40条 (現行どおり)
(新設)	附則
(新 設)	<p>第1条 当社は、<u>取締役会の決議によって、第34期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項に規定の監査役であったものの損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>